

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	3/	事業概要	新聞購読費			
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	・各種新聞の購読料、電子版利用料					
上記 事業に要した経費	各号の内容	金額(円)	備考			
	北日本新聞朝刊 2023年4月	3,380	3,380 × 1ヶ月 = 3,380 円			
	日本農業新聞 2023年4月	2,623	2,623 × 1ヶ月 = 2,623 円			
	しんぶん赤旗 2023年4月	930	930 × 1ヶ月 = 930 円			
	公明新聞電子版 2023年4月	1,527	1,527 × 1ヶ月 = 1,527 円			
	東京新聞電子版 2023年4月	3,450	3,450 × 1ヶ月 = 3,450 円			
	《合計》	11,910				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し)

藤井 大輔

新聞・雑誌名 「しんぶん赤旗」日曜版 部数 \* 1 金額 930

日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書

2023 年 4 月分 930 円

上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございました。 930-0982 富山市荒川2丁目24-12 日本共産党富山地区委員会 TEL076-441-3001

\*印は税率8%

領収日 4/28 抜者

2023 年 4 月分 領収証 発証No. 00016629-202304-1(J)

藤井 大輔 様

新庄町3丁目7-31-7-17 フォーゲーション101

品名	部数	金額	合計金額
北日本新聞朝刊※	1	3,380*	¥6,003* (8%対象 6,003円)
日本農業新聞※	1	2,623*	

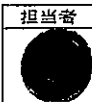
※は軽減税率対象

5月の休刊日は15日(月)です。カード、コンビニ支払いもできます。

毎度ご購入有難うございます 上記金額正に領収致しました 年 月 日 領収

有) 北日本新聞新庄販売店 富山市新庄町1丁目18-21 432-2758

クレジット 北日本新聞



23/04/01	公明新聞電子版	1,527
23/04/01	東京新聞 電子版	3,450

收受 令和 5年 5月 9日 決裁 令和 5年 5月 16日 処理 令和 5年 5月 16日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

<b>管理番号</b>	92	<b>事業概要</b>	車のリース料	
<b>用途項目</b>	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
<b>内容</b>				
<b>上記 書類に 要した 経費</b>	<b>格上の内容</b>	<b>金額(円)</b>	<b>備 考</b>	
	車リース料 4月	19,690	39,380 × 0.5 × 1 = 19,690 円	
	<b>《合 計》</b>	19,690		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>23--4-27ヨマツクス</span> <span>39,380</span> </div>				

收受 令和 5年 5月 9日  
 決裁 令和 5年 5月 16日  
 処理 令和 5年 5月 16日

藤井だいすけと語らう会及び藤井大輔の事務所の経費按分について

下記の事務所経費を藤井だいすけと語らう会後援会活動経費と藤井大輔の政務調査活動にかかる経費を最大2分1に按分し、藤井だいすけと語らう会後援会へ支払うものとする。

給与・光熱水費（電気料・水道料・ガス代等）電話料・コピー経費・インターネット接続料  
ホームページ維持費、文具等その他

令和元年 4月28日

〒930-0916

富山県富山市向新庄町5-7-35

藤井だいすけと語らう会

会長

〒930-0825

富山県富山市上飯野新町3-391

自由民主党富山県議会議員

藤井 大輔

富山市 上飯野新町 3-891

藤井 大輔 様

ご契約日	2019年 09月 28日	商品代金残金	
ご利用加盟店	ジャックスリース	分割手数料	
商品名	ﾌﾞﾗｯﾌﾟ	分割支払金合計	2,362,800
お支払回数	59回	お支払日	27日
お支払方法	口座振替	お支払済累計	

会員番号 0-88653-0001942 ( 59 ) (0000581)

01 20191220 010-60-00-211 (961) \*

\*お支払日は毎月27日にご指定口座から自動的に引落しさせていただきますが、引落しの日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に引落しさせていただきます。  
 \*毎月1回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。  
 \*諸費用、留保設定費、事務手数料は第1回目分割支払金額に追加させていただきます。  
 \*2009年12月1日以降に訪問販売、電話勧誘販売、運送販売取引または特定継続的役務提供でお申込をされた方に大切なお知らせがあります。必ず裏面をご確認ください。

この度は、ご利用いただきましてありがとうございます。  
 お客様のお支払の明細は、下記のとおりでございます。  
 代金は所定の方法でお支払願います。  
 「口座振替」でお申し込みされているお客様へ  
 弊社と本明細書記載以外のご契約があり、  
 かつ、ご指定口座が同一の場合は、合算した金額にてご請求  
 させていただきます。なお、お客様の個人情報保護のため、ご指定口座番号の  
 下3桁は\*で表示しております。

株式会社ジャックス  
 大阪カスタマーセンター  
 〒560-0082  
 豊中市 新千里東町 1丁目5-3  
 千里朝日阪急ビル5F

備 考  
 分割支払金合計額は、リース料お支払総額となります。  
 リース料お支払総額には、消費税が含まれています。  
 消費税は、契約書控えをご参照願います。

お問い合わせ先 ☎ 0570-55-0061  
 ※なお、本明細書は法令に基づく書面も兼ねておりますので既に全額  
 お支払済みのお客様にも発送させていただきます。

口座振替  
 ご指定口座

金融機関	ジャックス
支店	大阪
科目	口座番号
口座名義	ﾌﾞﾗｯﾌﾟ ﾀﾞｲｽｸ

●お支払明細

回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額
1	20/ 1	78760	19	21/ 7	39380	37	23/ 1	39380	55	24/ 7	39380
2	20/ 2	39380	20	21/ 8	39380	38	23/ 2	39380	56	24/ 8	39380
3	20/ 3	39380	21	21/ 9	39380	39	23/ 3	39380	57	24/ 9	39380
4	20/ 4	39380	22	21/10	39380	40	23/ 4	39380	58	24/10	39380
5	20/ 5	39380	23	21/11	39380	41	23/ 5	39380	59	24/11	39380
6	20/ 6	39380	24	21/12	39380	42	23/ 6	39380	/	/	/
7	20/ 7	39380	25	22/ 1	39380	43	23/ 7	39380	/	/	/
8	20/ 8	39380	26	22/ 2	39380	44	23/ 8	39380	/	/	/
9	20/ 9	39380	27	22/ 3	39380	45	23/ 9	39380	/	/	/
10	20/10	39380	28	22/ 4	39380	46	23/10	39380	/	/	/
11	20/11	39380	29	22/ 5	39380	47	23/11	39380	/	/	/
12	20/12	39380	30	22/ 6	39380	48	23/12	39380	/	/	/
13	21/ 1	39380	31	22/ 7	39380	49	24/ 1	39380	/	/	/
14	21/ 2	39380	32	22/ 8	39380	50	24/ 2	39380	/	/	/
15	21/ 3	39380	33	22/ 9	39380	51	24/ 3	39380	/	/	/
16	21/ 4	39380	34	22/10	39380	52	24/ 4	39380	/	/	/
17	21/ 5	39380	35	22/11	39380	53	24/ 5	39380	/	/	/
18	21/ 6	39380	36	22/12	39380	54	24/ 6	39380	/	/	/

→ \*印はお支払済、#印は一部お支払済

# ジャックスリース契約書兼保証委託契約書

契約番号 XXXXXXXXXX



お客様が契約されるリース会社 (賃貸人)  
 ジャックスリース株式会社 御中  
 〒140-8517  
 東京都品川区東品川4-12-1  
 TEL03-6327-2200 FAX

賃借人及び連帯保証人は、ジャックスリース契約条項及び個人情報取扱に関する同意条項を承認の上、ジャックスリース契約及び保証委託契約を締結します。

契約日 2019年9月26日

お客様が契約される保証会社  
 株式会社ジャックス 御中  
 〒150-0013  
 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番8号  
 カスマービス TEL 046-233-1995

賃借人及び連帯保証人は、本申込を行う者が先に記載された賃借人及び連帯保証人に相違ないことを確認するためならびに契約成立後の債権管理のため、貴社が住民票の写しを取得することに同意します。

賃借人  
 住所 富山市上原町新町2-37 /   
 氏名 藤井 大輔 

連帯保証人  
 住所  
 氏名

実印

契約書面を十分に読み、内容をご理解いただいた上で署名捺印して

いただくようお願いいたします。

なお、本契約は訪問販売の場合でもクーリングオフの適用はありません。

連帯保証人  
 住所  
 氏名

実印

## ① リース自動車明細

車名	トヨタ アクア S STYLE BLACK CVT		
車両	登録番号	借受書記載の通り	
	車台番号	借受書記載の通り	
使用本拠地及び保管場所	自動車検査証記載の通り		

## ② リース料に含まれる費用

費用項目 (○は含む) (×は含まず)	○	自賠責保険料 初年度のみ	×	自動車取得税	×	メンテナンス・サービス費用 付属品等
	×	自動車重量税	○	登録諸費用	○	
	○	自動車税 全期間	×	自動車任意保険		

## ③ メンテナンス

メンテナンス項目 (○は含む) (×は含まず)	×	法定点検整備	×	タイヤ	本 本 本 個
	×	継続車検整備			
	×	故障修理 (臨時整備)			
	×	スケジュール点検	×	バッテリー交換	
	×	オイル・油脂類交換	×	パンク修理	
	×	各種消耗品の補充	×	代車	
	×	エアコン修理			

## ④ リース期間

期間	60ヶ月	開始日	借受書記載の通り
----	------	-----	----------

## ⑤ リース料 および 消費税額

月額	リース料	35,800円	ボーナス	加算額		別途	リース料	
60回	消費税	3,580円		消費税	余白		消費税	余白
	合計	39,380円		合計			合計	
リース料総額		2,362,800円						

## ⑥ リース料の支払日 および 支払方法

支払日	リース開始月の翌々月27日より毎月27日口座振替
支払方法	(初回のみ2ヶ月分、別途リース料を除く)

## ⑦ 残価精算方式 (月間走行距離: 500 km)

クローズドエンド方式	リース満了時、残価は精算ありません。
------------	--------------------

## ⑧ 特約条項

- リース満了後の自動車の引揚げ・精算については賃貸人の提携会社と行うものとし賃借人は予めこれを了承したものとします。
- 車両に損傷のある場合は原状回復し返却するものとします。
- 事故車の場合は車両返却時に減価査定とします。

## ⑨ 販売店名

販売店名	有限会社カーショップ岡田
住所	富山県富山市新庄町3-7-34
電話番号	0764-31-7788

(以下、申込者及び貸借人を「甲」、貸借人を「乙」、保証会社を「丙」という。)

第1条 (リース契約) 1. 乙は、リース契約の締結の定めるところにより、表記①に記載の自動車(以下、「自動車」という)を甲にリース(賃貸)し、甲はこれを借り受けます。2. ジャックスリース契約(以下、「自動車リース契約」という。)は、甲、丙間の保証委託契約が成立し、乙が所定の手続きを経て自動車リース契約の締結を承認したときに成立するものとします。3. 甲及び乙は、自動車リース契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守するものとします。4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証等上の使用者として自動車を登録することに合意するものとします。5. 自動車リース契約は、自動車リース契約条項及び法令に定める場合を除き、第4条に定めるリース期間の途中で解除又は解約ができません。

第2条 (自動車の引渡し) 1. 乙は、自ら又は乙の指定する者をして、甲に自動車を引渡すものとします。2. 甲は、自動車の引渡しを受けた後、直ちに自動車点検を受け、自動車の瑕疵がないことを確認の上、自動車借受書を乙に交付するものとします。3. 甲が乙に自動車借受書を交付したことをもって、乙から甲への自動車の引渡しが行われたものとします。4. 甲が自動車点検の際に自動車の瑕疵を発見したときは、甲は直ちにその旨を書面にて乙に通知するものとし、この瑕疵の取扱いについて第13条に従うものとします。但し、甲がこれを怠った場合には、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。5. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃、制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、販売店に起因する引渡しの遅延(変更又は引渡しの遅延)、その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は一切の責任を負わないものとします。6. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを拒み又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は、何ら催告することなく通知のみで、自動車リース契約を解除することができるものとし、この場合、第22条に従うものとします。

第3条 (自動車の使用・保管) 1. 甲は、自動車の引渡しを受けた時から善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社定める取扱説明書及び整備手帳の指示事項を遵守するものとします。2. 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を使用・保管するものとします。3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう、運行前点検及び日常の点検・整備並びに法令に基づく継続検査を受ける等、自動車の維持管理を行うものとします。4. 甲は、自動車が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕・修復を行います。また、自動車が修復不能な場合は、第19条の規定に従うものとします。5. 前各項のために要した一切の費用については、リース料に含まれるものを除いて、甲の負担とします。

第4条 (リース期間) リース期間は、表記④に記載のとおりとします。

第5条 (リース料及び支払方法) 1. 甲は、表記⑤に記載のリース料を乙へ支払うものとします。2. リース料の支払方法及び支払日は、表記⑥に記載のとおりとします。3. リース料に含まれる費用等は、表記⑦・⑧に記載のとおりとします。4. 甲は、リース期間中、理由のいかんを問わず、乙に対するリース料、その他自動車リース契約に基づく債務の減免、又は、弁済の猶予を受けることはできないものとします。

第6条 (別枠リース料) 別枠リース料が発生する場合は、甲は、表記⑨に記載のとおりリース料とは別に、自動車リース契約成立と同時に別枠リース料を乙に支払うものとします。

第7条 (消費税額及び支払方法) 甲は、消費税法の税率に基づく消費税並びに地方消費税に相当する額(以下、「消費税額等」という)をリース料に付加して乙に支払うものとします。

第8条 (禁止行為等) 1. 甲は、自動車リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又はその継承人に対して有する債権とを相殺できないものとします。2. 甲は、自動車を第三者へ譲渡、転賃、担保等に差し入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為を一切しないものとします。3. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の各号の行為ができないものとします。①自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の原状を変更すること。②自動車検査証等の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。4. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用し、日本国外に自動車を持ち出すことができないものとします。5. 自動車リース契約では貼付した他の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。6. 第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行により乙の権利を侵害する恐れが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事実を直ちに書面にて乙に報告します。7. 本条において、乙が自動車リース契約に定める乙の権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用(口座振替再戻替手数料、催告費用、自動車引取費用、訴訟・保全費用及びその弁護士費用並びに処分までの保管費用等)を負担します。

第9条 (自動車の点検等) 1. 甲は、乙又は乙の指定する者から、自動車の現況及び使用、保管の状況を点検・検査するため、自動車の保管場所等に立ち入り又は説明・資料の提供等の申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。2. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。

第10条 (権利の移転に伴う自動車の登録等) 1. 甲は、乙が陸運支局、自動車検査証情報協会もしくは全国軽自動車協会連合会等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、あらかじめ同意します。2. 乙において、商号変更、住所変更又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録、検査証記入申請を行う必要がある場合には、乙が乙の変更登録・移転登録、検査証記入申請を行うことを甲はあらかじめ承諾するとともに、甲を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。また、これらの手続きに関連して甲にて対応する事項がある場合は、これに協力します。

第11条 (契約走行距離) 1. 自動車の契約走行距離は、表記の付随条件に定めるとおりとします。2. 自動車リース契約の満了により返還された自動車の実走行距離が、前項の契約走行距離を著しく超過したことに伴って、乙が追加補修・メンテナンス等を行った場合及び自動車の価値の減少等の損害を被った場合には、甲はその補修費用及び損害額を乙に支払うものとします。3. 返還された時点の自動車の実走行距離が、契約走行距離に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対してリース料の減額又は返還等を請求することはできないものとします。

第12条 (保険契約) 1. 乙は、自動車について、表記⑫に記載のとおりリース料の中に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲は、自動車リース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結し、自動車損害賠償責任証券の写しを乙に提出し、リース期間中これを継続するものとします。2. 乙は、自動車について、表記⑫に記載のとおりリース料の中に自動車任意保険料が含まれる場合は、自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結の上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本を保管するものとします。3. 甲は、乙の承認を得て、保険契約を保険会社と甲との間で締結することができます。その場合は、車両保険については乙を被保険者とします。また、甲は保険申込書の写しを保険契約締結後直ちに乙に提出するものとします。但し、この場合、当該保険契約の締結について乙は責任を負いません。4. 前各項の保険契約により補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)については、一切を甲が負担するものとします。5. 保険契約自体に関する取扱めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第13条 (瑕疵の追及、状況に際して甲に補償があった場合においても、乙は、瑕疵の修繕及び修理に起因する乙の賠償等(以下、「修繕等」という。))及び甲の錯誤に関して、一切の責任を負わないものとします。2. 引渡し時に発見された自動車の瑕疵及び引渡し後に発見された自動車の瑕疵について、甲は瑕疵に対して直接、修繕等を請求するものとします。なお、瑕疵の修繕の範囲、条件については自動車の保証の定めに従います。なお、乙は、甲の販売店に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲で乙が協力するものとします。3. 甲は、前項に基づいて販売店に対し修繕等を請求する場合においても、リース料その他自動車リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることや自動車リース契約の変更はできません。

第14条 (メンテナンス・サービス) 1. リース料にメンテナンス・サービス料が含まれる場合は、甲は、リース期間中、乙の定めるメンテナンス工場(以下、「メンテナンス工場」という)で、メンテナンス・サービスをj受けるものとします。2. 甲は、前項のメンテナンス・サービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に連絡し、メンテナンス・サービスを受ける場所及び日時等につきメンテナンス工場と協議の上決定するものとします。3. 甲が、やむを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合には、事前に乙の了解を得てこれを行うものとします。4. 甲は、第1項のメンテナンス・サービスを受けない場合でも、リース料の支払い、その他自動車リース契約に基づく債務の弁済を免れることはできず、乙に対してメンテナンス・サービスの償還を請求することはできないものとします。5. 次の場合の修理等の費用は甲の負担とします。①甲の故意もしくは過失に起因する修理等の費用。なお、甲が定められたメンテナンス・サービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車に不具合が生じた場合の修理の費用を含むものとします。②第12条による保険金で補填されない修理等(保険対象外及び保険金額超過)の費用。③甲が第3項の定めを反し乙の了解を得ず、他の整備工場で、独自に行った整備・修理費用。④表記⑬に記載のメンテナンス・サービス項目以外の項目について行った整備・修理等の費用。

第15条 (車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意) 1. 甲は、メンテナンス工場が自動車の継続検査等の手続きを代行するときに、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことにあらかじめ同意するものとします。また、インターネット照会の結果、メンテナンス工場が各都道府県警察に対してのアクセスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に署名又は捺印するものとします。2. 放置違反金の滞納に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担するものとします。

第16条 (代車) 1. 乙は、表記⑭に記載のメンテナンス・サービスに代車を含む場合に限り、乙又はメンテナンス工場の選定する代車を甲に貸与します。但し、代車に付保されている保険金額等はリースを受けた自動車と異なることがあり、甲は、これについてあらかじめ承諾するものとします。2. 甲は、代車の使用・保管にあたっては、自動車リース契約に定める条項に従ってリースを受けた自動車と同等の管理を行うものとします。3. 甲は、代車の貸与中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。乙警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。4. 甲は、代車が警察により移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が代車を警察から引取る場合があることに異議なく承諾するものとします。5. 甲が代車貸与中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法第51条の4第1項の放置違反反納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は代車の引取りに要し費用等を負担した場合には、甲は乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとします。

第17条 (事故処理) 1. 自動車に係る事故発生の場合、甲は自らもしくは運転者をして、道路交通法72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置並びに関係者の救護措置を講じるとともに、最寄の警察署に届け出るものとします。2. 前項の場合、甲は、直ちに事故発生及びその内容を書面にて乙及び保険会社に通知するとともに、事故処理にあたるものとします。3. 事故の処理にあたっては、甲は、保険会社に示談交渉がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保険会社に不利な内容の契約を第三者との間で締結しないものとします。なお、その際、乙又は保険会社の援助を要する場合には、乙は保険会社と連携し乙が認める範囲内でこれに協力するものとします。4. 事故解決にあたって、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力するものとします。

第18条 (損害賠償) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲はそれを引き受けて賠償するものとし乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求が不法侵害、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。①甲により自動車又はメンテナンス・サービス中の代車の使用・保管に起因して、第三者に対し、人的・物的損害(盗難にあつた自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生した場合。②甲が自動車リース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第19条 (自動車の滅失・毀損) 1. 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損その他の一切の危険は、すべて甲が負担するものとします。2. 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出するものとします。3. 自動車に盗難にあつた、もしくは滅失(所有権の侵害を含む)し、又は修理不能の損害を受けた場合は、甲は、甲に通知して、自動車リース契約を終了することができず、この場合には、甲は、乙に法律に基づいて残存価値(以下、「残存」という)とリース料の残額及び使用済自動車の再資源化等に関する支出に要した費用を差し引いた金額を、中途解約金として直ちに乙に支払うものとします。4. 乙が保険会社から支払を受ける自動車に生じた損傷に係る保険金は、自動車の所有者である乙に帰属します。第3項の場合で、乙が、保険会社から自動車に生じた損傷に係る保険金の支払いを受けたときは、乙は、乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき2項の金額に充當するものとします。5. 前3項の場合で、甲が、保険会社から自動車に生じた損傷に係る保険金の支払いを受けたときは、甲は、受領した金額を直ちに乙に交付し、乙は乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき3項の金額に充當するものとします。

第20条 (費用の変動) 1. 甲は、自動車リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。また、支払方については、乙の定めによるものとします。①法令又は官公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき。②登録費用、自動車税その他の租税公課に新設、変更が生じたとき。③自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき。④自動車保険の保険条件の変更等により保険料が増額されたとき。2. 表記⑬に記載の消費税額等は、本契約の成立日現在の消費税率により計算したものであり、当税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税額等を乙に支払うものとします。

第21条 (短期の利益喪失) 1. 甲が次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、甲は、乙からの通知、催告によらず自動車リース契約に基づく債務について期間の利益を失うものとし、直ちにリース料の残額全部を支払い、自動車を返還します。①リース料その他の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。②一般の支払いを停止したとき、又は小切手もしくは手形の不渡り等を一回でも発生したとき。③仮差押、仮処分、差押、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は、民事再生手続開始、清算特別清算、破産手続開始、会社更生手続開始、負債整理のための特定期待の申立等、もしくは私的整理(任意整理)などに入ったとき。

- ⑨後見開始もしくは被任開始の審判を受けたとき、又は適任、失職もしくは刑事上の罪状をうけたとき。
- ⑩死亡したとき。
- ⑪経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- ⑫自動車について必要な保存行為をしないとき。
- ⑬自動車リース契約の条項又は乙との間のその他の契約条項の一にでも違反したとき、又は乙が期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、甲がこれに応じないとき。
- ⑭連帯保証人が前記各号の一にでも該当した場合において、乙及び丙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。
- ⑮前各号のほか、乙の債権保全のために必要と認められる相当の事由が発生したとき。
- ⑯この契約以外の乙及び丙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。

第22条(契約解除) 1. 乙は、甲が前条第1項各号の一にでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、自動車リース契約を解除することができる。2. 前項により、自動車リース契約が期間満了前に解除されたときは、甲はリース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとする。3. 第1項により、自動車リース契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲は乙に対して、リース料残額と残債の合計額および乙の被った損害を、賠償するものとする。また、自動車が永久汚損等となる場合は、リサイクル料金等相当額を併せて支払うものとする。

第23条(再リース) 1. 甲は、リース期間満了後引き続きリースを希望する場合は、乙に対してリース期間満了の60日前までに、書面により、契約の更新を申し入れることができる。2. 前項の契約更新については、新規申込みと同様の手続きにより乙及び丙の承諾を得て契約を行います。契約更新後のリース料、リース期間、支払方法、その他の条件については、甲・乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第24条(自動車の返還) 1. 自動車リース契約がリース期間満了又は契約解除等により終了したとき又は甲が自動車の使用権限を失ったときは、甲は、自動車の通常損耗と第8条第3項によって乙が承諾したものを除き自動車を原状に修復した上で、直ちに自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担するものとする。2. 前項の規定にかかわらず、表記①に「オープンエンド方式」と記載された場合において、この契約がリース期間満了により終了した場合には、甲は自動車を現状(第8条第5項により、甲の所有権を認めたもの及び第三者が所有権を認めたものについては原状に修復済み)にて乙の指定した場所で返還することとする。3. 自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までに自動車リース契約に定められたリース料相当額の損害金を支払うとともに、自動車リース契約の種別項に従います。4. 甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙又は乙の指定する者は通知、催告なしに自動車をその所在地から引揚げる事ができるものとし、甲はこれを妨害したり拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引揚げ等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。5. 甲は自動車を返還する場合、当該自動車に付随する自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書と同時に返還するものとする。

第25条(解除又は満了時の清算) 1. 表記①によって残債の記載がある場合、自動車が返還されたときは返還時における一般財団法人日本自動車査定協会、その他公正な機関の評価に基づく評価額(以下「評価額」という)から査定評価に要した費用を控除した残債が表の記載の残存債務を返した場合にはその差額を甲が乙又は乙の提携会社に、上回った場合にはその差額を乙又は乙の提携会社が甲に支払います。2. 査定評価に要した費用は甲の負担とする。3. 前項の清算において、甲は自動車の登録抹消費用、運送費用等一切の費用を別途乙に支払うものとする。4. 第22条の規定により、自動車リース契約が解除され、甲が乙に対して自動車を返還した場合には、返還時における評価額から査定評価に要した金額を控除した残債と第22条第3項に基づいて甲が乙に支払った金額の合計額が同項において甲が負担した金額を超過したときは、乙は甲に対し同項において甲が負担する金額を上限として、その超過金額を返還するものとする。

【保証委託契約約款】

第26条(保証委託及び基金代行) 1. 甲は、リース料支払債務、残債の清算に係る支払債務その他自動車リース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を、丙に連帯保証することを委託し、丙はこれを承諾するものとする。2. 前項に基づく丙の保証の委託は、丙が所定の手続きをもって連帯保証することの承諾を乙に通知した時に成立するものとする。3. 甲は、丙が乙から委託を受けて、甲が乙に支払うリース料の請求、基金及び通知、催告を代行することを承諾します。この場合、甲が丙に支払うことにより乙への支払いがなされたものとする。

第27条(保証債務の履行) 丙は、甲が第21条第1項の各号の一にでも該当したとき甲及び連帯保証人に対する事前通知なしに、いつでも乙に保証債務の一部又は全部の履行ができるものとする。

第28条(求償権の事前行使) 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙は甲に対し保証債務の履行前であっても保証債務の全額について事前求償権を行使することができるものとする。1. 第21条第1項の各号の一にでも該当したとき。2. 自動車リース契約が解除されたとき。3. 失踪し又は刑事上の罪状を受け、もしくは保証委託契約以外の契約に基づく債務について期間の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき。

第29条(求償権の行使) 丙が乙に対して、保証債務を履行した場合、甲は、保証債務履行額、保証債務の履行に要した費用、及びこれらに対する遅延損害金として、保証債務の履行日の翌日から支払完了日まで年14.60%の割合による金額(但し、保証委託契約が甲にとって営業のためのものである場合は、当該金額に対して年20.00%の割合による金額)並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を、丙の請求により直ちに丙に支払うものとする。この場合、甲が乙に対抗できる事由があっても、これをもって丙の求償権の行使には対抗できないものとする。

第30条(自動車の預り) 1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙が求償権の保全のために必要と判断し、丙から自動車一時預かりを要求されたときは、丙の保証債務の履行前であっても、甲は、直ちに自動車を丙に引渡す。2. 第21条第1項の各号に該当したとき。3. 自動車リース契約が解除されたとき。4. 甲は、前項に基づき丙に自動車を引渡した場合であっても、乙に対するリース料の支払いを免れることはできないものとする。

第31条(自動車の所有権) 1. 甲及び連帯保証人は、丙が乙に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも丙が要請し、乙が同意したときは、自動車の所有権が乙から丙に移転することについて、あらかじめ承諾します。2. 前項により自動車の所有権が乙から丙に移転したときは、丙は、客観的にみて相当な価格をもって自動車を処分し、保証委託契約に基づく債務及び自動車の引取り・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することができるものとする。なお、この場合自動車に付加され一体となっているもの及び自動車の常用に供するために自動車に付属したものであるときは、自動車の処分に従うものとし、自動車の評価に含まれるものとする。3. 丙は、使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等その他自動車の処分に伴う移転する費用及び料金等対価を受領し、甲が保証委託契約に基づき丙に対して負担する債務に充当することができるものとする。

【共通約款】

第32条(通知及び報告) 1. 甲又は連帯保証人は、住所、氏名、商号、代表者、勤務先等の変更があったとき、財産、経営、状況の重要な変更、変化があったとき及び甲又は連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人等が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、直ちに書面及び乙及び丙に通知する。2. 甲は、乙又は丙から請求があったときは、甲の事業又は勤務先の状況及び自動車の使用、保管の状況

3. 乙において甲又は連帯保証人に対する通知が生じたときは、書面上による変更の通知がない限り、自動車リース契約の住所欄、氏名欄の記載に従って通知する。通知を受けた甲又は連帯保証人の住所に差し出されなかったにもかかわらず、甲又は連帯保証人に送達しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなす。4. 甲及び連帯保証人は、前項の送達又は不達により生じた損害及び不利益を、乙及び丙に対し主張できないものとする。5. 甲又は連帯保証人が、第1項の書面による通知を怠ったため、乙からなされた自動車リース契約又は保証委託契約に関する通知が、送達又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべき時に到着したものとみなす。6. 甲又は連帯保証人に送達した通知が、不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に甲又は連帯保証人に対し通知が到着したものとみなす。7. 甲及び連帯保証人は、その財産、収入、信用等を丙又は乙の委託するものが調査しても何ら異議はないものとする。

第33条(遅延損害金) 甲が自動車リース契約及び保証委託契約に基づく乙又は丙に対する支払いを遅延した場合には、甲は、支払すべき金額に対して年14.60%の割合による遅延損害金を支払います。但し、自動車リース契約及び保証委託契約が甲にとって営業のためのものである場合は、当該金額に対して年20.00%の割合による遅延損害金を支払います。

第34条(連帯保証人) 1. 連帯保証人は、表記事項、自動車リース契約及び保証委託契約の各約款の条項を承諾の上自動車リース契約及び保証委託契約に基づく甲の一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負うものとする。2. 連帯保証人は、乙又は丙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとする。3. 連帯保証人が乙に対して丙の保証に係る自動車リース契約に基づく債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、丙と連帯保証人との間の求償及び代位の関係は次のとおりとする。①丙が保証債務の履行をしたときは、連帯保証人は丙に対して当該保証債務履行額の全額を支払い、丙に対し、負担部分の免責の主張をしません。②丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人が当該債務につき乙に提供した担保の全部について丙が乙に代位し、乙の有していた一切の権利を行使することができます。③連帯保証人が乙に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人は、丙に対して何らの求償をしません。

第35条(費用負担) 甲は自動車リース契約及び保証委託契約に基づく次の各号の費用を負担するものとする。①リース料、各種損害金、その他甲が負担すべき費用を銀行振込により支払った場合の振込手数料。②乙又は丙が、自動車リース契約及び保証委託契約に基づく権利を行使するために必要な措置をとった場合のそれに要した費用(弁護士費用を含む)。③甲がリース料の支払いを遅滞したことから、丙が振込用紙の送付・再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円+消費税。④丙が基金拠金をしたときは、1回につき1,000円+消費税。⑤丙が甲又は連帯保証人に対し書面による通知・報告をしたときは、これらに要した実費。

第36条(乙及び丙の権利の譲渡) 1. 乙及び丙は、甲の承諾を得ないで、自動車リース契約又は保証委託契約に基づく乙又は丙の権利の全部又は一部を第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。2. 乙は、甲の承諾を得ないで、自動車の所有権を自動車リース契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。

第37条(住民票等取得の同意) 甲及び連帯保証人は、本申込みを行う者が申込書に記載された甲及び連帯保証人に相違ないことを確認するため及び契約成立後の債権管理のため、乙又は丙が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得・利用することに同意します。

第38条(反社会的勢力の排除) 1. 甲及び連帯保証人は、甲及び連帯保証人が、現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団。
- ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
- ③暴力団準構成員。
- ④暴力団関係企業。
- ⑤総会屋等。
- ⑥社会運動等傍若無類ゴロ。
- ⑦特殊凶悪暴力集団等。
- ⑧前各号の共生者。
- ⑨その他前各号に準ずる者。

2. 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、誹謗を用い又は威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、又は乙もしくは丙の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。3. 甲及び連帯保証人が、本条第1項及び第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、乙又は丙は、甲及び連帯保証人に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、甲及び連帯保証人は、これに応じるものとする。4. 甲及び連帯保証人が、本条第1項もしくは本条第2項のいずれかに該当した場合、又は本条第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであっても、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると乙又は丙が認める場合には、乙又は丙は、甲及び連帯保証人とその契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとする。本契約が解除された場合、甲及び連帯保証人は、乙又は丙の通知又は請求により期間の利益を失い、乙又は丙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとする。5. 本条第4項の規定の適用により、乙又は丙に損失、損害又は費用(以下「損害等」という。)が生じた場合には、甲及び連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとする。また、本条第4項の規定の適用により、甲及び連帯保証人に損害等が生じた場合にも、甲及び連帯保証人は、当該損害等について乙又は丙に請求をしないものとする。6. 本条第4項の規定に基づく本契約が解除された場合でも、乙又は丙に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとする。

第39条(公正証書) 甲及び連帯保証人は、乙又は丙から請求があったときは、甲の費用負担で、自動車リース契約及び保証委託契約につき強制執行認諾条項付き公正証書の作成に応じ、必要書類を乙又は丙に提出するものとする。

第40条(特約事項) 本契約に特約事項を定めたときは、自動車リース契約書及び保証委託契約書の特約事項欄に補充、修正するものとし、その事項は本契約と一体であり、他の契約条項に抵触する場合は、この特約事項が優先するものとする。

第41条(公租公課) 甲が自動車リース契約約款第7条又は共通約款第35条により乙又は丙に支払う費用等について消費税額等が増額変更された場合は当該増額分についても甲が負担するものとする。

第42条(合意管轄裁判所) 自動車リース契約について訴訟の必要が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず乙又は丙の本社又は支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とします。

藤井だいすけと語らう会及び藤井大輔の事務所の経費按分について

下記の事務所経費を藤井だいすけと語らう会後援会活動経費と藤井大輔の政務調査活動にかかる経費を最大2分1に按分し、藤井だいすけと語らう会後援会へ支払うものとする。

給与・光熱水費（電気料・水道料・ガス代等）電話料・コピー経費・インターネット接続料  
ホームページ維持費、文具等その他

令和元年 4月28日

〒930-0916

富山県富山市向新庄町5-7-35

藤井だいすけと語らう会

会長

〒930-0825

富山県富山市上飯野新町3-391

自由民主党富山県議会議員

藤井 大輔